

改正

令和 6 年 3 月18日杉並第68078号

杉並区立公園の占用に関する基準

(目的)

第 1 条 この基準は、杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）に規定する占用の許可について必要な事項を定め、能率的かつ公正な事務処理を確保することを目的とする。

(許可基準及び標準処理期間)

第 2 条 条例第24条及び条例第25条に規定する許可の基準及び標準処理期間は都市公園法（昭和31年法律第79号）の定めるところによる。

(申請)

第 3 条 条例第11条（第23条第 1 項及び第27条において準用する場合を含む。）に基づき、占用許可を受けようとする者は、占用許可申請書（第 1 号様式）を区長宛てに提出するものとする。

2 前項による申請の標準処理期間は14日とする。

(許可基準)

第 4 条 前条に基づく杉並区立公園の占用の許可基準は、次に定めるところによる。

(1) 使用目的が次のいずれかに該当すること。

- (ア) 遊戯その他のレクリエーション
- (イ) リサイクルバザー
- (ウ) 集会の集合又は解散
- (エ) 写真撮影又はロケーション
- (オ) 区内の自治会、商店会等の地域団体又は地方公共団体が主催する催し
- (カ) 区が主催し、共催し、又は後援する催し
- (キ) その他区長が特別の理由があると認めるもの

(2) 使用条件が次の全てを満たすこと。

- (ア) 当該公園内にあらかじめ占用し利用を行うことが可能な場所が設けられていること。
- (イ) 他の利用者及び近隣の住民に対する迷惑行為を行わないこと。
- (ウ) 営利目的を有しないものであること。
- (エ) 政治活動、宗教活動を目的としないものであること。
- (オ) 前号のうち、別に定める「各利用案内」がある場合はその条件を満たすこと。
- (カ) 占用の期間は、必要最低限の日数又は時間とすること。

(許可)

第 5 条 区長は、第 3 条の規定による申請が前条の規定に該当すると判断したときは、公園占用許可書（第 2 号様式）により許可する。

(不許可)

第 6 条 区長は、公園管理上又は公園周辺に特に支障を与える恐れがあると判断したときは占用を許可しないことができる。

(行為の制限解除)

第 7 条 条例第14条の適用に当たり、次に掲げる行為を行う場合は、これを適用しない。

(1) 第 1 号から第 3 号まで

学術研究や公園内の動植物生態調査（委託を含む）等公益を目的として公園に影響を与えない範囲内での必要最小限の行為

(2) 第 4 号

- (ア) 設置又は管理許可施設である売店等において、店名及び販売品目を明示、宣伝する範囲内において広告物の提出
- (イ) 地方公共団体等が催し等の占用や有料施設で競技会等を行う場合等に、開催責任者（協賛企業名等も含む）の明示又は開催行事の普及宣伝等の範囲内で広告物を掲示する場合

(3) 第5号

(ア) 重度の身体障害者等が公園内施設等を利用しようとする場合

(イ) 催し等で臨時駐車場等として使用する場合、必要最低限の面積

(ウ) 許可できる場所は、原則として舗装面とする。ただし、止むを得ず舗装面以外の場所を許可する場合は、必要に応じて地表面保護のための鉄板、板敷き等の養生を行わせること。

(エ) その他、公園内に車馬を乗り入れることが真に止むを得ないと認められる場合

(4) 第6号

(ア) 報道取材、学術研究又は公園内の動植物生態調査（委託を含む）等極めて公共性が強いと認められる場合

(イ) その他、立入禁止区域内に立ち入ることが真に止むを得ないと認められる場合

(5) 第7号

(ア) 占用許可を受けて行う催しの一環として、区が直接又は業者等に委託して飲食物等を販売する場合

(イ) その他、区長が特別の理由があると認めるもの

(指定管理者に関する読替え)

第8条 条例第21条の7の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第3条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「区長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部土木担当部長が別に定める。

附 則

この基準は平成24年1月25日から適用する。

附 則（令和6年3月18日杉並第68078号）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略